

託送供給等約款の変更認可申請

2020年6月19日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日（6月19日）、託送供給等約款の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日（6月19日）、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、託送供給等約款の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の申請は、発電設備等を送電系統へ連系する場合における系統アクセスルールの見直しに伴い、電力広域的運営推進機関における業務規程および送配電等業務指針が変更されること、また、国の審議会において発電設備が具備すべきサイバーセキュリティ対策に関する要件が整理されたことを踏まえ、主に以下の内容について変更を行います。

1. 主な変更内容

(1) 系統アクセスルールの見直しに伴う供給条件の見直し

系統アクセス業務において

- ・ 公募により複数の発電事業者等が系統増強に係る工事費を共同負担し、系統連系を行うプロセスについて、入札手続きの省略の見直しがされること
(プロセスの早期化等)
- ・ 発電事業者からの送電系統への接続検討申込に対する回答書に有効期限が設定されること (発電事業者等の事業性判断期限の明確化)
- ・ 送電系統への連系にかかる契約申込時に保証金の入金が必要になること
(系統容量の空押さえ防止)

等を踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

(2) サイバーセキュリティ対策に伴う系統連系技術要件[※]の見直し

第25回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2020年6月11日開催）において、サイバーリスク増加に伴い、発電設備が具備すべきサイバーセキュリティ対策に関する要件の整理がなされたことを踏まえ、当該内容を系統連系技術要件に反映します。

※ 当社の電力系統に電気設備を連系するにあたって遵守していただく技術要件

2. 実施日

2020年10月1日の実施を予定しています。

以 上